

平成25年第3回太子町議会定例会（第443回町議会）会議録（第1日）

平成25年6月4日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告
- 6 報告第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第2号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 議案第33号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第34号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第36号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第38号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び兵庫県市町交通災害共済組合同規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告
- 6 報告第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第2号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 議案第33号 平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第34号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第36号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第38号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び兵庫県市町交通災害共済組合同規約の変更について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋

13番 中井政喜
15番 井村淳子

14番 佐野芳彦
16番 橋本恭子

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 上田眞也
書記 山本雅子

書記 北陽一郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 北川嘉明
教育長 寺田寛文
生活福祉部長 井手俊郎
教育次長 神南隆司
監査委員 水野賢司

副町長 八幡儀則
総務部長 香田大然
経済建設部長 堂本正広
財政課長 堀恭一

議長挨拶

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、議員各位に御披露申し上げます。

去る5月31日の兵庫県町議会議長会第64回定期総会において、佐野芳彦議員が4年の長きにわたり議会議長として地方自治の振興発展と議会権威の向上に尽くされた功績が顕著であるとして、兵庫県町議会議長会より表彰されました。ここに議員の栄誉をたたえ、本席よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。（拍手）

さて、風清らかな初夏の気候となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成25年第3回太子町議会定例会（第443回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

今期定例会に提案されます案件は、補正予算、条例改正等いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

平成25年第3回太子町議会定例会（第443回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

吹く風にも初夏の爽やかさを感じるようになってまいりました。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。平素は太子町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、感謝申し上げます。

また、先ほど議長の御挨拶にありましたが、佐野議員が長年にわたり議会議長として地方自治の振興発展に御尽力された功績に対して、兵庫県町議会議長会会長より表彰されましたこと、まことにおめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。（拍手）

さて、今期定例会におきましては、報告案件3件、予算、条例、規約の議案6件、計9件の御審議をお願い申し上げるものであります。

提出させていただきました各案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決をいただきますよう

うお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

(開会 午前10時00分)

○議長(橋本恭子) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第3回太子町議会定例会(第443回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(橋本恭子) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、清原良典議員、中島貞次議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第2 会期の決定

○議長(橋本恭子) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの14日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの14日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(橋本恭子) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等9件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報

告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委員には本日の会議のみ、三輪元昭税務課長、森川勝町民課長、宗野祐幸生活環境課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長(橋本恭子) 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から3月22日、4月3日、4月12日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第5 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告

○議長(橋本恭子) 日程第5、新庁舎建設調査特別委員会の調査報告を行います。

新庁舎建設調査特別委員会から4月26日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第6 報告第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(橋本恭子) 日程第6、報告第1号平成24年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長(北川嘉明) 報告第1号平成24年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成24年度一般会計予算において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（橋本恭子） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第2号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（橋本恭子） 日程第7、報告第2号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 報告第2号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

本案件は、平成23年度と平成24年度の2年にわたる債務負担行為について、事業を進めておりました太子町水道ビジョン作成事業の繰り越しに係るものでございます。

水道ビジョンは完成し、資産管理の検討、中期経営計画の策定を進めておりました。そうした折、厚生労働省の平成24年度事業として、全国から3カ所という水道施設耐震化モデル事業に本町が選定され、12月20日にその通知を受けました。水道施設全般にわたる耐震化計画であり、本町の事業経営計画に反映させることが適当であるとの判断から、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定により本件予算を繰り越しましたので、同条第3項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（橋本恭子） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

服部議員。

○服部千秋議員 おはようございます。

今、全国で3カ所、それに本町が選ばれたということでしたが、これどういう経緯か、こちらがしたいと言ったのか、それとも、そういうことなく、本町にいろいろとやってもらいたいということであったのか、その辺可能な限り詳しく説明をお願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ただいまの件でございますけれども、厚生労働省のほうで、耐震化計画のない団体で、人口規模の比較的少ないといえますが、市町で、太子町では3万人程度、宮城県の大崎市では5万6,000人程度、静岡県島田市においては7万2,000人程度の人口規模のところを抽出されて、厚生労働省より指定を受けたものでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

#### 日程第8 報告第3号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（橋本恭子） 日程第8、報告第3号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 報告第3号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、本町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自

治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、以上で報告第3号を終わります。

お諮りします。

本日の日程第9、議案第33号から日程第14、議案第38号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第33号 平成25年度 兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（橋本恭子） 日程第9、議案第33号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第33号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の緊急経済対策に伴う投資関連事業の平成24年度前倒し補正分の減額、事業進捗による必要経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億200万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を88億7,583万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰入金及び町債の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費、土木費の減額であります。

また、地方債の補正については、都市計画事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ただいま上程されました議案第33号平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

この補正は、主に国の緊急経済対策により平成24年度3月補正で前倒し計上させていただき、平成25年度当初予算と重複計上となっております予算の減額及び一部事業の進捗による必要経費の増額でございます。

それでは、歳出から説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目15新庁舎建設費、節13委託料830万円の減額は、国の緊急経済対策により平成24年度3月補正予算にて前倒し実施したことによる減額でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目2下水道事業費の1,284万7,000円の追加につきましては、汚水整備のための浄化槽の設置に係る繰出金及び前処理場に係る生汚泥の直接運搬を検討するための繰出金の追加によるものでございます。

目4公園事業費8,100万5,000円及び目6都市再生整備事業費1億2,555万円の減額につきましても、3月補正予算にて前倒し実施したことによる減額でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金9,250万円の減額につきましては、国の緊急経済対策により平成24年度3月補正予算にて前倒し実施したことによる減額でございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の140万8,000円の減額につきま

しては、今回の補正予算における財源調整により補正するものでございます。

款21町債1億810万円につきましても、平成24年度3月補正予算にて前倒し実施したことによる減額でございます。

最後に、4ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正につきましては、平成24年度3月補正予算での前倒し実施分についての減額でありまして、都市計画事業の限度額を1億810万円減額するものでございます。

以上で平成25年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10 議案第34号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（橋本恭子） 日程第10、議案第34号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第34号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、阿曾地区の太子龍野バイパス北側において事務所、営業倉庫の建設が計画されていることに伴い、合併処理浄化槽設置費の増額及び前処理場経費の削減を目的として、生汚泥の直接搬送を検討することをコンサルタントに委託する経費の追加であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,291万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億1,920万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、阿曾地区合併処理浄化槽設置に伴う受益者負担金と財源調整

による繰入金を増額しております。

歳出予算につきましては、阿曾地区の開発事業に伴う合併処理浄化槽の設置費、前処理場生汚泥直接搬送を検討する委託費を追加しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第11 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第11、議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、地方税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、地方公共団体への寄附金、いわゆるふるさと寄附金に係る寄附金税額控除について、平成25年から課税される復興特別所得税分を縮減する特例規定の追加、延滞金の割合の改正、個人住民税の住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期間の延長及び控除限度額の引き上げ、認定特別非営利活動法人に対する寄附金税額控除の適用団体の追加、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等でございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 八幡副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成25年度税制改正大綱が反映された地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、このたび町税条例を改正するものでございます。

まず最初に、第34条の7第2項の寄附金控除額に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、地方公共団体への寄附金、いわゆるふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しによるもので、ふるさと寄附金については、寄附金額のうち2,000円を超える金額については全額控除できる仕組みとなっており、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人町民税における寄附金税額控除のうち、特例分に係る控除額が復興特別所得税の軽減分だけ縮減されることとなります。

次に、第54条第5項の固定資産税の納税義務者等及び第131条第4項特別土地保有税の納税義務者等に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法に基づく事業が独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年3月31日法律第8号）によりなくなったことに伴い、当該文言を削除するものでございます。

次に、附則第3条の2の延滞金の割合等の特例に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

まず、第1項について、延滞金及び還付加算金の割合は、近年の低金利状況を踏まえ、国税において延滞税等の割合の見直しが行わ

れ、同様に地方税においても見直しが行われたことによる改正でございます。

現行制度では、延滞金の割合は、納期限の翌日から起算して1カ月を経過する日までの期間は特例適用により年4.3%、それ以降は本則である年14.6%となっておりますが、このたびの改正により延滞金の割合は、本則の年14.6%を上限として、特例基準割合に年7.3%を加えた率、納期限の翌日から起算して1カ月を経過する日までの期間については、年7.3%を上限として、特例基準割合に年1%を加えた率となります。

なお、ここで言う特例基準割合とは、国内銀行の短期の貸出約定平均金利の前々年の10月から前年の9月の1年間の平均に年1%を加算した割合であり、適用年、前年の12月15日までに財務大臣が告示し、決定されます。仮に貸出約定平均金利が1%とした場合には、延滞金の割合は年9.3%となり、納期限の翌日から起算して1カ月を経過する日までの期間については年3.0%となります。

また、第2項については、法人町民税において納期限の延長があった場合、第52条に規定する延滞金の割合、年7.3%を当分の間、特例基準割合とするとした条文の追加でございます。

次に、附則第4条第1項の納期限の延長に係る延滞金の特例に係る改正事項について御説明申し上げます。

これにつきましては、附則第3条の2第2項が追加になったことにより引用条項等の条文の整理を行っております。

次に、附則第4条の2の公益法人等に係る町民税の課税の特例に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これにつきましては、租税特別措置法が改正になったことにより引用条項等の条文の整理を行っております。

次に、附則第7条の3の2第1項の個人の町民税の住宅借入金等特別控除額につきまして御説明を申し上げます。

これは、個人町民税における住宅ローン控

除を平成26年から平成29年末まで4年延長するとともに、平成26年4月以降の控除限度額を拡充する改正でございます。

この適用期限の延長により所得税の可能控除額のうち控除し切れなかった額を個人町民税から控除する税額控除期間も平成39年度まで4年延長されることとなります。

また、個人町民税における控除限度額についても、平成26年4月からは消費税の引き上げに伴う対応として引き上げられます。

次に、附則第7条の4の寄附金税額控除における特例控除額の特例につきまして御説明を申し上げます。

これにつきましては、第34条の7第2項の改正で御説明いたしました内容と同様であり、地方税法附則が改正になったことによる引用条項等の条文の整理を行っております。

次に、附則第10条の2の法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、平成24年度税制改正において、法律の定める範囲内で地方自治体が独自で特例措置の内容を条例で定めることができる制度が創設されたもので、平成24年度は対象施設2施設を指定し、平成25年度はさらに1施設、地方税法附則第15条第37項に規定された都市再生特別措置法に規定する管理協定となった備蓄倉庫が対象施設になり、軽減割合については課税標準額の3分の2となります。

また、平成24年度に指定された河川への雨水量を調節する雨水貯留浸透施設の規定が法附則第15条第10項から第9項に変更となりました。課税標準額の軽減割合は変更ありません。

なお、いずれの施設についても太子町には対象となる施設はございません。

次に、附則第17条の2第3項の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これにつきましては、租税特別措置法が改正になったことにより引用条項等の条文の整

理を行っております。

次に、附則第23条の2の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

まず第1項につきましては、東日本大震災により滅失した居住用家屋の敷地等を譲渡した場合に受けることができる特例を表にまとめて整理したことによる改正でございます。

特例の項目といたしましては、①附則第17条第1項は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に関する事、②附則第17条の2第3項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する事、③附則第17条の3第1項は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に関する事、④附則第18条第1項は、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に関する事の4項目となっております。

また、第2項では、相続人が相続した東日本大震災により滅失した居住用家屋の敷地等を譲渡した場合には、取得の日を被相続人が取得した日として、第1項に規定された特例を適用できるよう条文が追加されました。

次に、附則第24条の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、地方税法附則が改正になったことによる引用条項等の条文の整理を行っております。

また、改正内容は、附則第7条の3の2第1項と同様で、東日本大震災により、その有していた自己の居住用家屋が滅失等をして、居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得または増改築をした場合、個人町民税における住宅ローン控除を平成26年から平成29年末まで4年延長するとともに、平成26年4月以降の控除限度額を拡充する改正でございます。

次に、第34条の7第1項第1号ヌ別表の寄附金税額控除に係る改正事項につきまして御説明申し上げます。

これは、第34条の7第1項第1号ヌに規定する認定特定非営利活動法人、特定非営利活動法人ネットワーク太子の風が平成25年2月21日付で所轄庁である兵庫県より認定されたことにより別表に追加したことによる改正でございます。

条例で指定した認定特定非営利活動法人に個人が寄附した場合、個人町民税の計算において寄附金税額控除が適用されます。

次に、附則について御説明申し上げます。

最初に、施行期日について御説明申し上げます。

改正の条例につきましては、条例の公布の日から施行し、別表の改正規定につきましては、平成25年1月1日以後に支出する寄附金について適用いたします。

第34条の7、寄附金控除の附則第3条の2、延滞金の割合等の特例、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例、附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、附則第23条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の延長等の特例、附則第3条第1項及び第2項の規定につきましては平成26年1月1日、附則第7条の3の2及び第24条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定につきましては平成27年1月1日より施行いたします。

最後に、改正後の条例の施行が円滑に施行されるよう、附則第2条から附則第3条に規定していますとおり、新旧条例等の適用関係に関する規定、旧条例による行為の効力に関する規定等の経過規定を置いております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わ

りました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第12 議案第36号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第12、議案第36号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第36号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、関係する本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、後期高齢者医療移行者が属する世帯への国民健康保険税の軽減特例の延長及び恒久化、地方税法の改正に伴う引用条項等の整理をするものでございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げまして、提案説明いたします。

○議長（橋本恭子） 八幡副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第36号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関係する国民健康保険税条例を改正するものでございます。

この法律の改正では、国民健康保険世帯の被保険者が後期高齢者医療の被保険者と国民健康保険の被保険者に分かれることになってからの5年間、保険税の軽減判定所得の算定において、後期高齢者医療に移行された方も含めて算定を行い、保険税が従前と同程度になるように講じている特例措置について、期

限を区切らない恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を5年間半額とする措置について、6年目以降も同じ状態が継続する世帯を特定継続世帯とし、減額割合を4分の1として、6年目以降3年間延長することとされています。

この法律の改正に伴い、本条例中、第5条の2で、医療分の世帯別平等割額について、本軽減措置が適用されない世帯の規定を「特定世帯以外の世帯」から「特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯」と変更し、新たに特定継続世帯として1万5,750円を加えております。

また、第7条の3で、後期高齢者支援金分の世帯別平等割額について新たに特定継続世帯5,250円を加えております。

さらに、第21条では、第1号イで7割軽減の医療分の世帯別平等割額について新たに特定継続世帯1万1,025円を加え、エでは後期高齢者支援金分の世帯別平等割額について特定継続世帯3,675円を加え、第2号イでは5割軽減の医療分世帯別平等割額について新たに特定継続世帯7,875円を加え、エでは後期高齢者支援金分の世帯別平等割額について特定継続世帯2,625円を加え、第3号イで2割軽減の医療分世帯別平等割額について新たに特定継続世帯3,150円を加え、エでは後期高齢者支援金分の世帯別平等割額について特定継続世帯1,050円を加えております。

次に、附則第15項の東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例に係る改正についてですが、これは東日本大震災により滅失した居住用家屋の敷地等を譲渡した場合に受けることができる特例について、地方税法附則第44条の2第4項及び第5項が改正されたことに伴う引用条項等の条文整理によるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成25年度賦課分からの適用としております。

また、附則第15項の改正規定につきましては、平成26年1月1日からの施行といたして

おります。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第13 議案第37号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第13、議案第37号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第37号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成25年7月より、こども医療費助成事業について、通院医療の助成対象者を中学3年生まで拡大するとともに、入院医療について現物給付を行うよう、兵庫県のこども医療費助成事業実施要項が一部改正されたことに伴い、本条例の対象である小学3年生までの乳幼児等に係る入院一部負担金の助成方法を現行の「償還払い」から「現物給付」に変更するとともに、一部文言「乳幼児」を「乳幼児等」に訂正を行うため改正するものでございます。

なお、小学4年生から中学3年生までの児童・生徒につきましては、こども医療費助成事業実施要項を同時に改正し、現行の「償還払い」から「現物給付」の方法に変更する予定であります。

また、施行日については、平成25年7月1日としております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第14 議案第38号 兵庫県市町

交通災害共済組合を組織する
地方公共団体の数の減及び
兵庫県市町交通災害共済
組合規約の変更について

○議長（橋本恭子） 日程第14、議案第38号
兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方
公共団体の数の減及び兵庫県市町交通災害共
済組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第38号兵庫県市町
交通災害共済組合を組織する地方公共団体の
数の減及び兵庫県市町交通災害共済組合規約
の変更について説明を申し上げます。

兵庫県下の20市町で構成される市町交通災
害共済組合から養父市が脱退することに伴う
構成市町の変更、字句の整理により規約を変

更するものであります。この変更により、構
成市町の数は20市町から19市町となり、組合
議員においても1人減となります。

なお、施行日については、兵庫県知事の許
可があった日となっております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり御議決
いただきますようお願い申し上げ、提案説明
とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わ
りました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月5日午前10時から再開い
たします。

本日はこれで散会します。

御苦労さんでした。

（散会 午前10時44分）